

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号、
平成26年(ワ)第101号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外473名

被告 東京電力株式会社

2015(平成27)年5月27日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

準 備 書 面 101

(双葉町の現況について)

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利



同

広 田 次



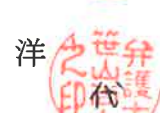
同

鈴 木 堯



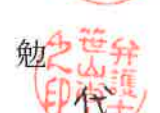
同

清 水



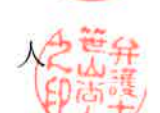
同

米 倉



同

笹 山 尚



同

山 添

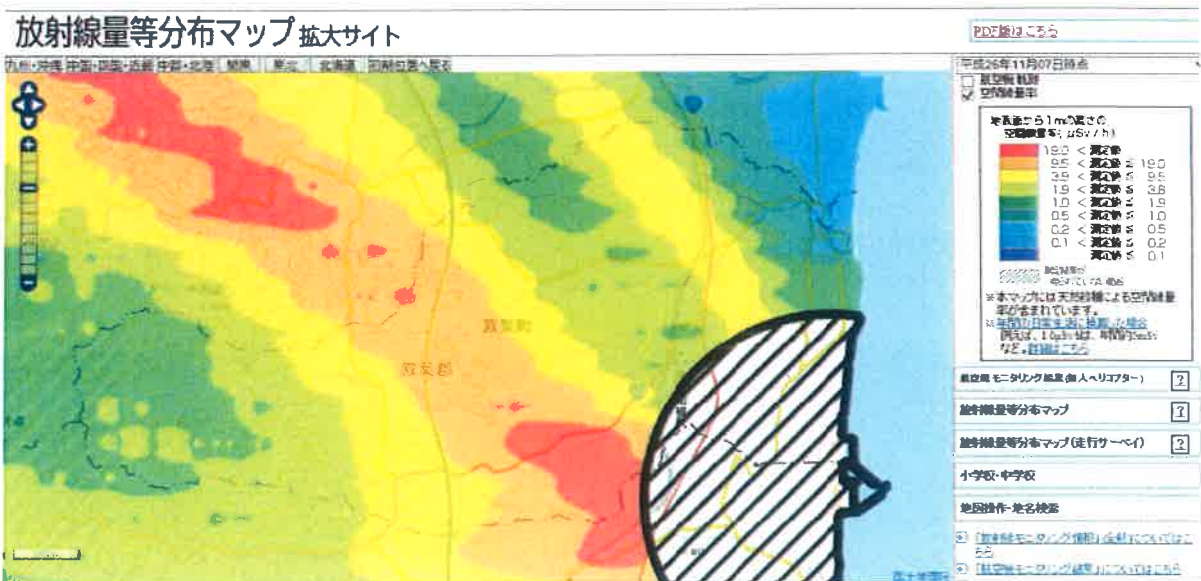
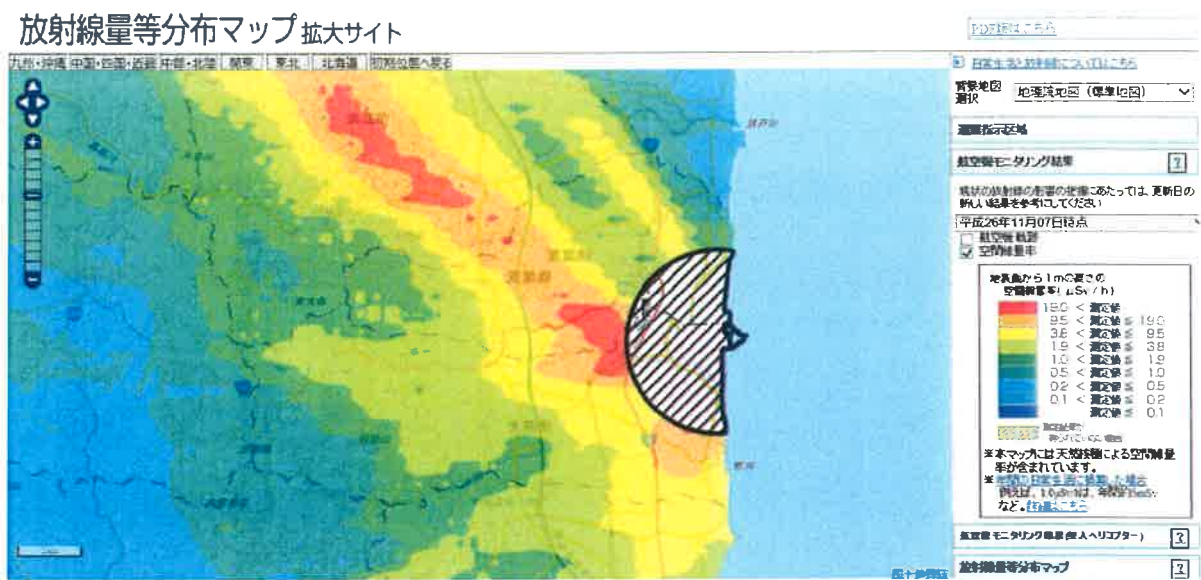


外

第1 放射線量等の分布状況と区域再編

1 放射線量等の分布

福島第一原発の立地する双葉町では、本件事故により大量の放射性物質が飛散し、いまなお町内全域で高い放射線量が観測されている。2014（平成26）年11月7日時点の放射線量等の分布状況は、以下のとおりである（文部科学省 放射線量等分布マップ拡大サイト <http://ramap.jaea.go.jp/map/>）。



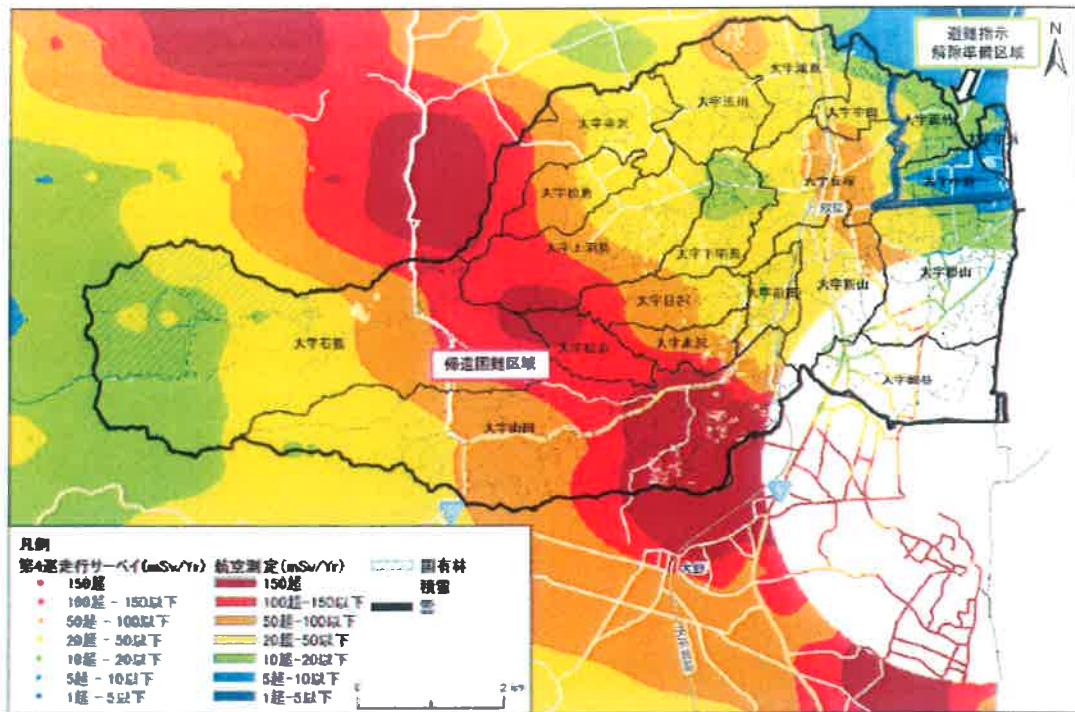
上記2枚の分布図のとおり、福島第一原発周辺地域は放射線量の測定すらできない状況である。双葉町のその余の地域は、ほぼ全域において、地表

から1 mの高さの空間線量率が0.5 μ Sv/h以上であり、19.0 μ Sv/hを超える測定値を示す赤色の部分も広く分布している。

2 区域の再編

空間線量の分布は、この数年間大きな変化がない。以下は、2012（平成24）年3月31日時点の分布状況である（甲A171）。

双葉町（避難指示区域及び警戒区域の見直し）



双葉町 2012年3月31日時点の線量分布(2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

上図のとおり、双葉町内の高い空間線量率を受け、2013（平成25）年5月に行われた区域再編において、双葉町は、一部区域が避難指示解除準備区域とされた他は、大部分が帰還困難区域とされ、現在に至っている。

なお、2014（平成26）年7月、環境省が除染実施計画を策定しているが、同年度から翌2015（平成27）年度にかけて双葉町内で実施が計画されているのは、上記の避難指示解除準備区域のみである（甲A169添付の図参照）。

第2 双葉町のインフラその他の現況

双葉町においては、本件事故直後から現在に至るまで立ち入り規制がなされているため、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災によるイ

ンフラ等の被害は、その後も修復されることなく、むしろ一層拡大している。

アスファルトの道路の地割れ部分から雑草が生い茂り、公民館の前庭は地割れしたまま、商店街の建物も倒壊したままである。

そして、放射線量も依然として高い。例えば、双葉町公民館敷地内での空間放射線量は、毎時10.51 μ Svである（以上、甲A173）。

双葉町全体の荒廃は、一層進んでいる。

第3 立ち入り規制の状況

1 立ち入り方法の規制

前記のとおり、双葉町は全域が避難指示解除準備区域ないし帰還困難区域であり、立ち入りが規制されている。

マイカーでの立ち入りには、現在でも立ち入り希望日の前日までに予約する必要があり、予約がなければ立ち入りは認められず、立ち入り当日の受付は認められていない（甲A174）。

マイカーのない者や、自動車の運転ができない者は、バスでの立ち入りとなる。バスの場合は、バス立ち入り日の1か月前までの予約が必要である（甲A167）。

マイカーによる立ち入りとバスによる立ち入りとの合計で、年間最大15回までしか立ち入りは認められない（甲A174）。

2 町内のゲート管理

2014（平成26）年9月15日に国道6号線（富岡町～双葉町間）の通行が自由化された。それに伴う措置として、「町内の防犯の観点から」、交通要所となる交差点においては通行証が確認され、その他の交差点はバリケードにより封鎖され閉め切り扱いとなった（甲A168）。

第4 町民の避難状況等

1 住民登録上の人口動態

双葉町の人口（住民登録上のもの）は、本件事故前の2011（平成23）年3月1日には6,891人であったが、2015（平成27）年1月1日現在では6,103人であり、人口で788人、率にして11.44%減少

した（甲A172，88頁）。同期間の自然動態としての出生と死亡との比較において、死亡が168人上回り、社会動態としての転入と転出（いずれも住民登録上）との比較において、転出が620人上回り、この両面における減少が全体の減少に繋がっている。住民登録上の住所からの避難生活が継続するなかで転出が相次ぐのは、双葉町には戻らないという意思の表れとみることができる。

双葉町では本件事故以前から人口は減少傾向にあったが、本件事故前4～5年程度は、毎年7,000人前後で推移しており（甲A172，74～75頁）、本件事故を境に人口が1割以上減少したのは顕著な変化である。

2 避難状況

2015（平成27）年4月1日現在の双葉町民の避難状況は、次のとおりである（甲A173）。当然ながら、全町民の避難が継続している。

所在	人数
福島県内への避難者	4,030人
福島県外への避難者	2,971人

第5 中間貯蔵施設の受入

国は、2013（平成25）年12月、双葉町に対し中間貯蔵施設の設置を要請し、翌2014（平成26）年9月には福島県が建設受入を容認、同年12月には大熊町が建設受入を判断した。

双葉町は、国の住民説明会や地権者説明会に町長や職員が参加し、町政懇談会の開催、町議会全員協議会の議論等を経て、2015（平成27）年1月14日、建設受入の「苦渋の判断」をするに至った（甲A170）。

これを受けて国は、同年2月25日、福島県、大熊町及び双葉町との間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書を締結するに至った（甲A171）。同協定書第14条によれば、国（環境省）は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとされる。

ただし、中間貯蔵施設をいつ、どこに建設するかについては、いまだ具体的な議論が明らかになっていない。

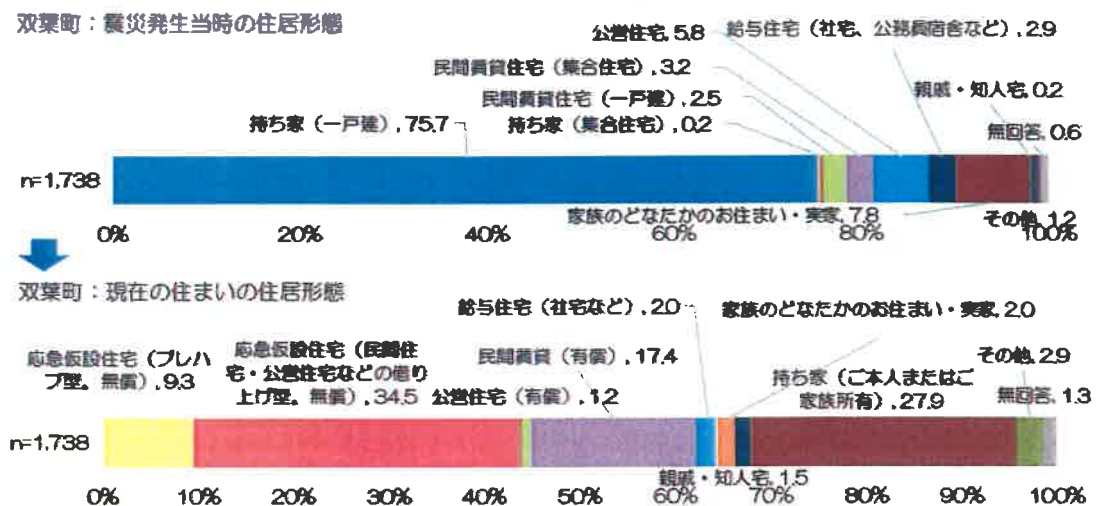
第6 住民意向調査の結果

1 復興庁による住民意向調査

復興庁は、2012（平成24）年度以来、毎年1回、原子力被災自治体における住民意向調査を実施している。以下では、2014（平成26）年度の調査結果（甲A172）に基づき、双葉町民の意向調査の結果を述べる。

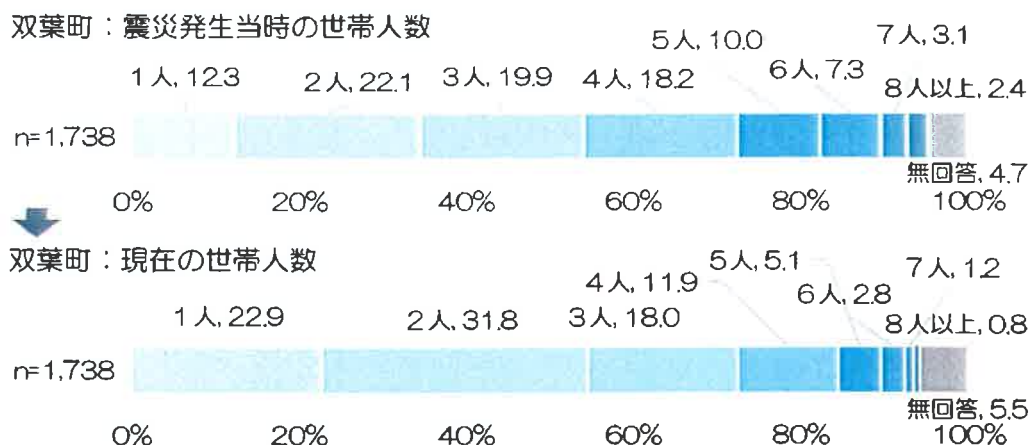
2 震災発生当時及び現在の住居形態

震災発生当時の住居は、他の市町村と同様に、「持ち家（一戸建）」の割合が75.7%と高かった。現在の住居は、「応急仮設住宅（借上げ型）」の34.5%が筆頭で、次いで「持ち家（本人または家族所有）」（27.9%）、「民間賃貸（有償）」（17.4%）、「応急仮設住宅（プレハブ型）」（9.3%）となっている（甲A172，6頁）。富岡町、大熊町、浪江町と並んで、現在も「持ち家」が比較的多いのが特徴である。



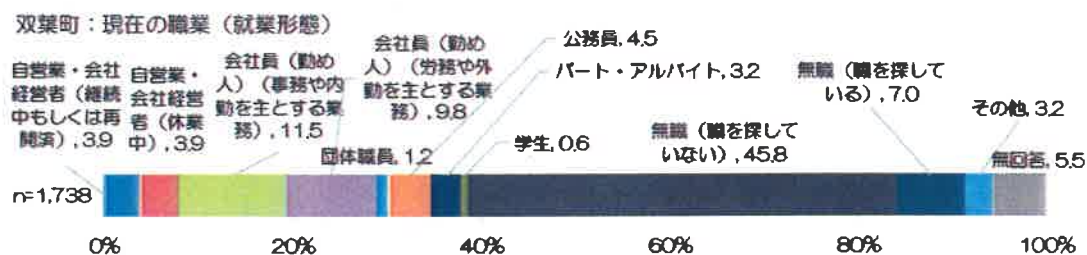
3 世帯人数の変化

震災発生当時の世帯人数は、2人が最多の22.1%で、次いで3人（19.9%）、4人（18.2%）であり、5人以上の世帯も合計で22.8%であった。現在の世帯人数は、2人（31.8%）、次いで1人（22.9%）であり、他の市町村と比較しても1人世帯の割合が一番多くなった。5人以上の世帯は合計9.9%に過ぎない（甲A172，9頁）。



4 就業状況

現在の就業状況は、「無職（職を探していない）」が最多の45.8%であり、その割合は他の市町村と比較しても一番高い（甲A172，11頁）。「職を探している」（7.0%）と合わせると、現在の無職者は、52.8%にのぼる。



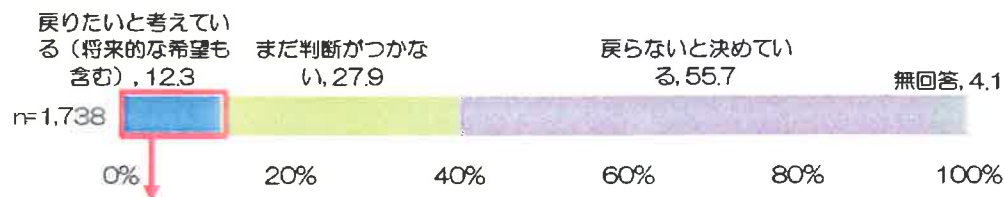
一方、本件事故前の双葉町の職業状況は、無職（職を探していた者と探していなかった者の合計）は27.1%であった（甲A174）。本件事故後に無職となっている者は、本件事故前のおよそ2倍に上っている。

5 帰還の意向及び帰還の時期

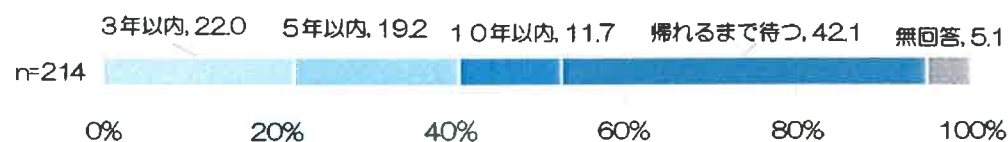
避難指示解除後に「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」は、12.3%である。そして「戻らないと決めている」（55.7%）が圧倒的多数であり、「まだ判断がつかない」（27.9%）を大きく上回っている。

また、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」うち、帰還まで待てる年数は、「帰れるまで待つ」が42.1%と多数である一方、「3年以内」も22.0%である（甲A172，21頁）。

双葉町：避難指示解除後の帰還の考え



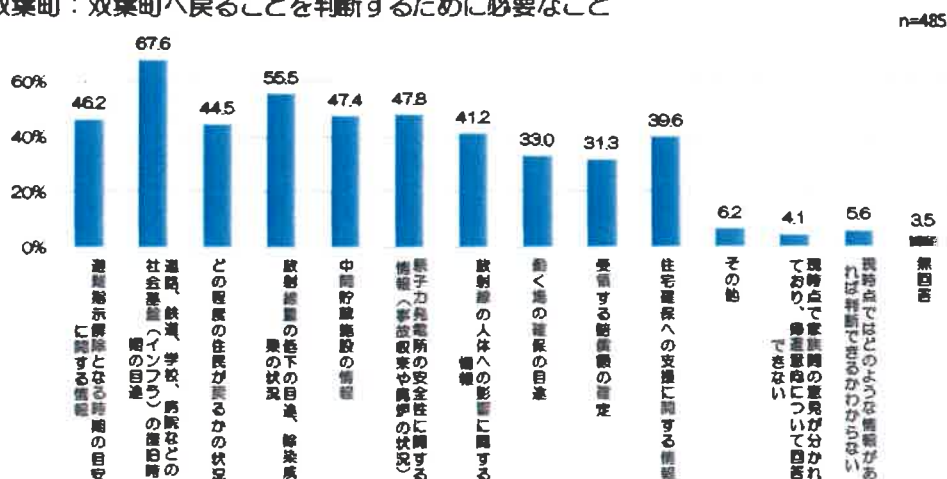
双葉町：帰還まで待てる年数



6 帰還を判断する上で必要と思う情報

避難指示解除後の帰還について、現時点では判断ができないと回答した世帯が、帰還を判断するために必要な情報は、「社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」が高く（67.6%）、次いで「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」（55.5%）、「原子力発電所の事故収束や廃炉の状況」（47.8%）であった（甲A172，25頁）。

双葉町：双葉町へ戻ることを判断するために必要なこと



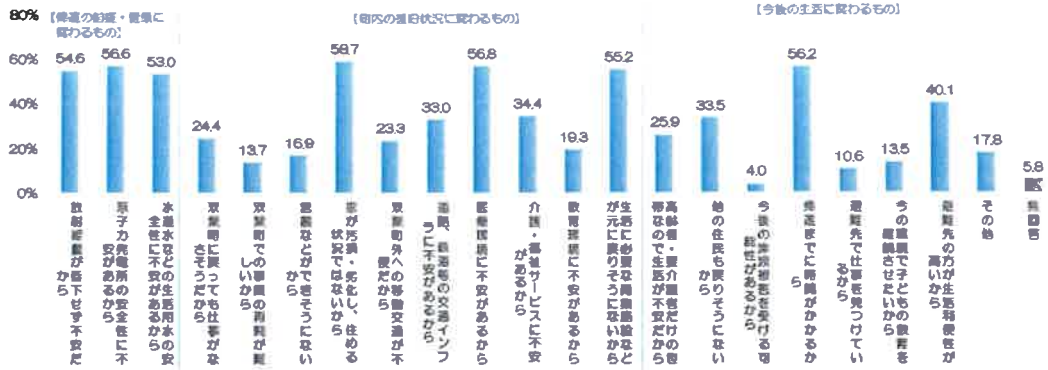
7 現時点で戻らないと決めている理由

現時点で戻らないと決めている世帯において、その理由は、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」が最も高く（58.7%、この項目が最も高いのは双葉町のみである）、このほか町内の復旧状況にかかわるものとして、「医療環境に不安があるから」（56.8%）、「生活に必要な商業施設

が元に戻りそうにないから」(55.2%)が高く、「帰還の前提・健康に関わるもの」も全般的に高い(甲A172, 34頁)。

双葉町：戻らないと決めている理由

n=968



以上